

適格合併等に係る合併法人等の調整後の
控除未済外国税額及び控除未済税額控除
不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度	年	月	日から	法人 名	
	年	月	日まで		

第二十号の四様式別表五

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日：年 月 日				
被合併法人等の名称：				
被合併法人等の 事業年度又は 連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国 税額及び控除未済税額控除不足額 相当額	分割法人等の調整国外所得金額 又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける 事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額 及び控除未済税額控除不足額 相当額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算				
当該法人の 事業年度又は 連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額 及び控除未済税額控除不足額相当額 (前期の第20号の4様式⑱)	当該法人の控除未済外国税額 及び控除未済税額控除不足額相当額 とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額 及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤+⑥	
	⑤	⑥	⑦	
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				

**「適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する明細書」
(第 20 号の 4 様式別表 5) 記載要領**

1 この明細書は、政令第 48 条の 13 第 19 項の規定の適用を受ける場合に記載し、第 20 号の 4 様式の明細書に添付してください。

なお、①及び④から⑦までの各欄の上段は政令第 48 条の 13 第 18 項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令第 48 条の 13 第 21 項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第 48 条の 13 の 2 第 2 項の規定による読替え後の政令第 48 条の 13 第 18 項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号の 4 様式の明細書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。

3 各欄の記載のしかた

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式の⑬の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式の⑬の欄の金額
分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 法人税法第 69 条若しくは租税特別措置法第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年所得税法等改正法」といいます。）第 3 条の規定（令和 2 年所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 69 条若しくは令和 2 年所得税法等改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表 6(2)）の 16 の欄の金額 (2) 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 15 又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 91 若しくは第 68 条の 93 の 3 の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表 6 の 2(2) 付表）の 11 の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表 6 の 2）の 10 の欄の金額
当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消してください。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消してください。

● この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。

● この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。